

吉備中央町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 吉備中央町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度(10年間)

1. 事業概要

(1) 事業の現況

平成9年に事業着手し、現在は尾原、井原・豊岡上、下加茂・上加茂の3地区で供用しています。水洗化人口は平成27年度末で783人であり、排水区域人口に対する普及率は74.9%となっています。今後も未接続受益者への加入を促進し、加入率の向上を図っていきます。

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年 (16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	19.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3処理区		
処理場数	3処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	世帯人数制を採用しており、1人以下世帯、2人世帯、3人以上世帯に区分されます。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	世帯人数制を採用しており、施設の種類ごとに条例で定めた換算人数により料金を加算して計算しています。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	換算人数が実態と著しく異なる場合は、使用者から必要な資料の提出を求め、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(昭和44年建設省告示第3184号)」に基づき、その人数を認定することとしています。		
条例上の使用料 (一般家庭)	1人以下世帯	2,700 円	条例上の使用料 (営業・その他)
	2人世帯	3,240 円	
	3人以上世帯	3,780 円	
			基本料金2,160円+540円×換算人数

③ 組織

職 員 数	3人 (公共・農集を兼ねる)
事業運営組織	平成16年10月の市町村合併後、旧町で経営していた下水道組合(公共下水道)と農業集落排水事業の一体的な管理運営を図るため水道課下水道班を組織しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びマンホールポンプ等施設の運転維持管理を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添のとおり

2. 経営の基本方針

- 使用料の適正化
全町を対象とした下水道整備計画のなかで、公共下水道・合併浄化槽を含めた維持管理費の個人負担の公平化を検討していきます。
- 普及率向上の推進
供用開始後も、未設置受益者を啓蒙し普及の促進に努めます。
- 維持管理コストの削減
維持管理の外部委託などの経費の削減に努めます。
- 資本費の平準化
短期間で積極的な投資により資本費が高くなっている状況であり、資本費平準化債などの活用によりこれを平準化し、世代間の公平を図れるよう努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり。毎年度、計画額と決算の比較検証を行い収支計画を見直し、経営改善に努めます。また、平成32年度からは公営企業会計へ移行するため、収支計画も法適用のものに変更となります。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 既存施設・設備の老朽化対策
〔管渠〕
最初の事業開始から16年ほどの経過であるが、老朽化率は年間2～30%程度で推移すると予想されるため、今後、大規模な更新工事等の検討も必要と考えます。
〔マンホールポンプ設備等〕
マンホールポンプ本体、制御盤及び非常通報装置などは計画的に修繕などを実施しており、費用の平準化に努めています。
〔処理場〕
ポンプ、制御装置など機械設備及び電気設備について、計画的な修繕などを実施しており、費用の平準化に努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財務状況
3地区の建設が完了し、維持管理を行っています。使用料収入などの営業収益だけでは維持管理費等の営業費用を賄うことができていません。不足分については、一般会計からの繰入金などを充てることとなります。
- 財源試算
平成22年の全地区供用開始以降の料金収入を見ると、毎年度5%程度の増額で推移しており、今後も同様に推移していくものと見込まれます。
また、接続率が60%程度と低い地区があるため、未設置受益者を啓蒙し、未接続解消に取り組み、使用料金の増加に努めることで財源不足解消を目指します。
- 普及率の向上
未接続の解消に取り組み、使用料金の増加に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

効率的な処理場運転及び計画的な修繕により、動力費、薬品費、修繕費の抑制を図り、経費の削減に努めています。
平成32年度からの公営企業会計移行後の経営状況により民間活用などを検討します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成32年度の公営企業会計移行後の経営状況により検討します。
投資の平準化に関する事項	なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成32年度の公営企業会計移行後の経営状況により検討します。
資産活用による収入増加 の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	平成32年度の公営企業会計移行後の経営状況により検討します。
職員給与費に関する事項	人員の適正配置により、人件費の高騰にならないように努めます。
動力費に関する事項	処理場の電力量を抑制するなど動力費が高騰しないよう効率的な運転管理に努めます。
薬品費に関する事項	水処理工程などで使用する薬品量を抑制するよう効率的な運転管理に努めます。
修繕費に関する事項	保守点検による機器類等の異常や故障の早期発見及び計画的な修繕などにより、費用の平準化を図ります。
委託費に関する事項	下水道事業経営安定のため、必要な業務において委託により実施します。
その他の取組	なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	本計画期間中、常に社会情勢の変動などによる経営状況の変化に注視しながら、毎年、進捗管理を行い、経営改善について検討し、できることから取り組んでいきます。さらに公営企業会計移行後に見直しを行い、その後も必要に応じて見直し等を実施して適正な経営に努めます。
-------------------------	--